

よくある質問（建設工事）

（建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品製造等共通）

Q、「準じるもの可」となっているものについては、会社ですでに作成済みのものなどを任意の様式として提出してもよいということか？

A、お見込みのとおりです。「準じるもの可」となっているものについては、あくまで参考様式です。会社ですでに作成済みのものを提出していただいて差し支えありません。

Q、受領書に記入する住所等や返信用封筒は、本店の宛先を書かなければならないか、それとも、委任先（支店等）の宛先を書いてもよいか？

A、申請の手続きを支店等の担当者がしている場合、書類の不備があれば直接その担当者に伝わったほうが良いので、受領書に記入する住所等及び返信用封筒には委任先（支店等）の宛先を書いても差支えありません。

申請の手続きを行政書士が代行している場合、受領書には業者の住所等を記入してもらう必要がありますが、返信用封筒の宛先は行政書士宛にでも差支えありません（ただし、どの業者の申請分かがわかるよう返信用封筒に記載しておいてください。）。

Q、申請書の鑑（建①、測①、物①）には、本店の押印欄はあるが、委任先（支店等）の押印欄がない。委任先の押印は不要なのか？

A、申請書の鑑（建①、測①、物①）には不要です。委任状（建⑧、測⑧、物⑦）に委任先の印鑑が必要となります。

Q、申請書の鑑（建①、測①、物①）の電話番号欄は、携帯電話の番号を記載してもよいか？

A、差し支えありません。

Q、申請の手続きを行政書士が代行している場合、その行政書士の連絡先を記載してもよいか？

A、申請書の鑑（建①、測①、物①）の欄外に記載してもらっても差し支えありません。

Q、「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」「物品製造等」の申請を1つの封筒に入れて同時送付してよいか？

A、可とします。

Q、委任先は複数指定できるのか？

A、不可です。田原本町では委任先の指定は1つとさせていただきます。

Q、使用印鑑に会社印（社判）も一緒に使いたいのだが、可能か？

A、可能です。使用印鑑届（建⑦、測⑦、物⑥）の使用印鑑の枠の横に会社印（社判）も押印してください。

(建設工事)

Q、経営事項審査が現在申請中で、まだ新しい通知書が届いていない。現在手元にある前回の通知書を提出してもよいか。

A、差し支えありません。ただし、新しい通知書が届き次第、町に提出してください。

Q、経営事項審査の技術者名簿には名前が記載されているが、現在は退職したものについては、どうしておくべきか？

A、二重線で見え消しにしておいてください。

Q、工事経歴書（建⑤）の町の様式は消費税を含むとなっているが、会社で作成済みの税抜き表示のものがある。任意の様式として税抜き表示のものを提出してもよいか？

A、差し支えありません。ただし、税込みか税抜きかはわかるようにしておいてください。

Q、工事経歴書（建⑤）の町の様式は請負代金額が千円単位となっているが、会社で作成済みのものは千円単位ではない。任意の様式として千円単位でないものを提出してもよいか？

A、差し支えありません。

Q、技術者経歴書（建⑥）の「法令による免許等」の欄には具体的には何を書けばよいか？

A、施工管理技士、建築士、電気工事士、技術士等の資格を書いてください。

Q、技術者経歴書（建⑥）の「実務経歴」の欄は、現在施工中の工事を書いてよいか？

A、差し支えありません。

Q、技術者経歴書（建⑥）の「実務経歴」の欄は、営業所の専任技術者になっているなどの理由で、過去に従事した工事等がない場合は空欄でもよいか？

A、差し支えありません。

Q、守秘義務等の関係で、工事経歴書（建⑤）や技術者経歴書（建⑥）の項目に記載することが難しいところがあるが空欄でもよいか？

A、差し支えありません。